

新年、あけまして おめでと〜ございませす。

平成20年が、町民の皆様にとつて素晴らしい年となりませすよう、心から願うものであります。

さて、私は、昨年12月7日に、第2代富士河口湖町長に就任させていただきませす。このたびの選挙を通じて、私から皆様方にお約束をした



事柄につきましては、1歩1歩その実現に近づけてまいりたいと考えております。私にとりまして、町政運営は初めてであります。私に町民が主役であること、公平公正であること、分りやすい町政であることを常に心掛け、町政運営に全力で取り組む決意であります。

就任後、駆け足ではあります。役場の各課から、所管事務や懸案事項の説明を受けることができませす。そして、差し迫った課題が山積していることを実感し、判断すべき課題の多さに身を引き締めているところであります。そして、目の前の諸課題を解決していくためには、常に町民の声に耳を傾け、町民の側に立

つた行政が、最も重要であることを肝に命じております。町政の情報を積極的に公開し、町民と町との情報の共有化を進めてまいります。町民の皆様にお約束した、情報公開条例の制定は、それを具現化するための一手段だと考えております。

地方分権への動きがさらに進み、今まさに、地方の自立が求められている中、地域間の経済格差が深刻な問題となっている状況においては、「我が町」の利益のみを考えるのではなく、近隣市町村との連携を密にして、地域の特性、得意の分野を伸ばしつつ、その地域全体が活性化する道を模索することも、大切なことと考えております。

富士河口湖町は、平成15年に、隣接する1町2村が合併し、スタートしました。一昨年3月には、旧上九一色村の南部地域とも合併し、西は静岡県境に至る、富士山麓の4つの湖を抱える広大な町になりました。

今さら申すまでもなく当町は、諸統計の数値が示すとおり、観光産業を主軸とした観光立町であります。全国的にも知名度の高い観光地として、今日に至るめざましい発展を上げてきたのは、言つまでもなく、前町長小佐野常夫氏の卓越した、20年に渡つての行政手腕によるものであり、心から敬意を表するものであります。

この地は、富士山と湖と広大な樹海を有した、日本を代表する観光地であり、この風光明

媚で恵まれた自然環境を、大切な観光資源として、守っていくことは当然のこととして、基幹産業である観光産業の振興につながる施策は推進してまいります。

時には、近隣市町村と協調し、この地の素晴らしいさを全国へ、そして世界へとアピールしていくことも必要なことと考えております。

就任して間もないところですが、当町の財政状況の把握と、検証が緊急の課題と認識しており、自立した財政構造を確立して、無駄や非効率を省き、ゼロベースから検証し、優先すべき施策を慎重に見極め、あわせて財源の確保にも取り組み、町民に理解が得られる町政運営を進めてまいります。近年における少子高齢化の波は、我が町とて例外ではありません。お年寄りから赤ちゃんまで、きめ細かな住民サービスを展開し、住民福祉の向上をめざしてまいります。

職員には、常にコスト意識とサービスの向上を目指し、町役場全体として、町民から信頼に応えられる組織になるよう、その能力を最大限発揮してもらいたいと考えております。町民の皆様から、町政運営の負託を受けたことを、厳粛に受け止めて、豊かなまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いし、町長就任及び年頭に当たつての挨拶とさせていただきます。

富士河口湖町長 渡邊 凱

役場職員の 人事異動等について

平成19年12月10日付けで、役場職員の人事異動がありましたので紹介します。

課長

【配置換え】

総務課長

外川 建志(農林課長)

農林課長

流石 高(勝山出張所長)

観光課長

渡辺 辰美(都市整備課長)

建設課長

渡辺 武博(観光課長)

都市整備課長

本庄 久(建設課長)

課長補佐

【配置換え】

勝山出張所長

小佐野洋五(総務課長補佐)

12月6日付けで、退職された職員を紹介します。

教育長 宮下 悦俊

特別顧問 山本 和朝

総務課長 堀内 一夫

12月31日付けで、退職された職員を紹介します。

健康増進課在宅介護係長

土屋 れい子

教育委員会の人事について紹介します。

12月27日の町議会において、渡邊泰猛氏(船津)と井出與五右衛門氏(船津)の2名の新教育委員の任命が承認されました。

そして翌日の28日に教育委員会が開催され、新教育委員長に堀内拓美氏(勝山)、新教育長に古屋征人氏(小立)が選任されました。



教育長
古屋 征人氏



教育委員長
堀内 拓美氏

【新体制】

教育委員長 堀内 拓美(勝山)

職務代理 三浦 園子(西湖)

教育委員 渡辺 泰猛(船津)

教育委員 井出與五右衛門(船津)

教育長 古屋 征人(小立)

富士河口湖町総合計画審議会が町長へ答申

富士河口湖町総合計画審議会議長渡辺一正氏、副会長望月幸子氏、副会長田中勝之氏の3名が町役場を訪れ、渡辺会長から、平成20年度以降10年間のまちづくりの指針となる「第1次富士河口湖町総合計画(案)」の答申書を前小佐野町長に手渡しました。

総合計画審議会では、前小佐野町長の諮問を受け、計3回の審議会や各専門部会を開催しました。慎重に審議を重ねた結果、概ね適切であると認め、答申されました。

また、以下事項に十分配慮していただくよう町長へ提言しました。



1「総合計画推進には、住民の理解と協力、積極的な参加が必要であり、まちづくりの指針となる計画の周知を図り、積極的な情報公開のもと住民参加の機会づくりに努めていただきたい。」

2「自然環境や歴史・伝統行事などは、貴重で優れた財産であることから住民との協働により、次世代への伝統文化継承及び自然環境の保全に努めていただきたい。」

3「限られた財源で、計画に示された基本目標を達成するため、町議会の理解と協力のもと、施策の有効性や事業の必要性を協議し、住民ニーズや財政状況の変化に伴う計画の修正や見直しにより、効果的な事業実現に取り組んでいただきたい。」



世界で活躍するピアニスト 外川真里亜さん

世界最高峰の音楽ホール
ニューヨークカーネギーホールで演奏！

現在ニューヨークマネス音楽院大学院に留学中の外川真里亜さん。世界中から音楽を学ぶため集まった同学院生の代表として、12月11日に、カーネギーホールで行われたベートーヴェンフェスティバルファイナルコンサートにクラリネット奏者、音楽家の学友とトリオを結成し出演しました。カーネギーホールはご存知のとおり世界的アーティストの名演がこれまでに繰り広げられ、また、ホールの音の響きはアーティストのみならず多くの聴衆を魅了し、その余韻がいつまでも心に語りかけてくれる音楽の聖地です。

12月末に帰国した真里亜さんの感想は、「カーネギーホールでの演奏後に舞台上で満場の聴衆からいただいた温かい拍手、ブラボーの数々は、演奏家としての最高の喜びを感じ、興奮と共に本当に胸がいつぱいになりました。カーネギーホールでその経験が出来た事は、私のこれからのステップになり、また自信にもつながると確信しています。この日の出来事は私の心の中に深く刻まれ、生涯忘れることのない一日となりました。また素晴らしい素晴



らしい仲間と出会え演奏できたことに感謝しています」とメッセージを寄せていただきました。富士河口湖町から文化の芽が開き、羽ばたいていく若き音楽家を、町民の皆さんも温かく見守り応援してください。



カーネギーホール玄関前にて

全国中学生人権作文コンテストの県大会で、 昨年に続き本町中学生が大活躍！

昨年の1月広報誌でも本町の中学生の受賞を紹介しましたが、全国中学生人権作文コンテスト山梨大会で、今年度も3人の本町中学生が上位賞に入りました。

山梨県人権擁護委員連合会長賞に、湖南中学校3年生の渡辺菜月さんの「障害者と向き合うこと」、山梨日日新聞社・山梨放送賞に、湖南中学校3年生の小野あづささんの「君は一人じゃない」、優秀賞に、湖南中学校3年生の佐藤卓磨君の「障害のある自分について」の作文が受賞しました。



佐藤 卓磨君



小野 あづささん



渡辺 菜月さん

船津小の福祉ボランティア委員会が 河口湖ハーパー工房に車椅子を寄贈！

船津小では、アルミ缶の缶タフ（プルトップ）を、3年間に全校で104キ口集めました。これを車椅子募金に登録して車椅子を購入しました。船津小福祉ボランティア委員会では、この車椅子を11月30日、河口湖ハーパー工房へ寄贈しました。



東京電力から防犯灯18本を 寄贈していただきました。

東京電力富士吉田営業所から12月17日、地域の犯罪防止の環境作りに役立てて欲しいと、防犯灯20W1灯型18本と留め金一式18本の寄贈を受けました。どうもありがとうございました。



真如苑さんから20万円の 寄付をいただきました。

11月4日に行われた「まちの誕生日イベント」のフリーマーケットでの収益金20万円を、町の環境啓蒙活動にと、真如苑の方から寄付していただきました。ありがとうございました。

家庭を守る防災対策 Part12

正確な情報を得る]

子どもの頃に遊んだ伝言ゲームを覚えているでしょうか。最初に伝えた内容が、順番に次の人へと伝言していくうちに、話しの内容に新たな内容が加わったり、まったく異なる内容になったりしていき、最後の人へ伝わる頃には、始めからは考えられないような内容の話になってしまうことが多いものです。

**正しい情報を
聞くことが大切**



災害に見舞われ不安な状態していると、人は聞いた話しに自分の心理状態から生まれた希望や、不安な話しを加えたり変えたりして、「デマ」が広がり、またそれを聞いた人はその「デマ」を信用してしまうのです。そうして「 日の 時頃に大地震が来る 」などの「デマ」が広がると、大変なパニックの原因になります。

常に正しい情報を持つことがデマにまどわされない何よりの策です。人の話からではなく、ラジオやテレビなどのニュースを通じて得ることが一番正確です。インターネットもなかにはデマのもとになるものもあるので、気象庁など公共機関からの公式発表かをしっかり確認した上で情報を得る必要があります。

管理課 防災係 72-6013

平成 20年度採用富士河口湖町職員募集案内

採用職種・人員	保健師若干名		
受験資格	昭和42年4月2日から昭和6年4月1日までに生まれた者で、保健師(婦)資格のある者又は平成20年3月までに保健師資格取得見込の者		
住所要件等	本人が平成19年10月20日以前から富士河口湖町に住所を有しているか、親が富士河口湖町住民であること。		
受付	役場総務課での受付	平成20年1月22日(火)から2月12日(火)まで(土・日曜日、祝祭日を除く)午前8時30分から午後5時30分まで	
	インターネットでの受付	「やまなし申請・予約ポータルサイト」にて受付 平成20年1月22日(火)から2月5日(火)午後5時30分まで(24時間受付) 注:プリンターのない方は不可 町ホームページ http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp の職員採用情報を確認し、申請案内に従って下さい。	
試験日及び場所	第一次試験	実施日	平成20年2月24日(日)
		場 所	富士河口湖町役場
	第二次試験	実施日	平成20年3月中旬
		場 所	富士河口湖町役場
問合せ	富士河口湖町役場総務課職員係 0555- 72- 1112		

申告準備は、お早めに！

申告期間 = 2月18日(月) ~ 3月17日(月)



平成20年度町民税・県民税の申告受付が2月18日(月)から始まります。
個人の町民税・県民税は、提出された申告書をもとに税額が計算され、納税者の皆さんに通知した後、納税していただく仕組みになっています。
今年の申告期限は、3月17日(月)です。忘れずに正しい申告をしましょう。

町・県民税の申告が必要な方は

今年の1月1日現在、富士河口湖町内に住所がある方はすべて該当します。

1. 給与所得者の場合
通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告してください。
 - 1) 給与所得以外に副収入(地代、家賃、報酬等)があった方
 - 2) 外注加工賃の支払いを受けた方
 - 3) 一定のところに勤務していない方、又は日雇いやアルバイトなどにより勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方
 - 4) 雑損失、寄付金、医療費控除の適用を受けようとする方
2. 給与所得者以外の方
 - 1) 昨年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与や年金以外の収入があった方
 - 2) 年金収入がある方で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする方
 - 3) 専従者控除の適用を受けようとする方
 - 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする方
 - 5) 所得証明書・非課税証明書等の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをなさる方で役場に収入の資料の無い方

町・県民税の申告をしなくてもよい方は

- 1) 所得税の確定申告をした方(青色、白色専従者を除く)
- 2) 給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がしてあり他の収入の無い方

確定申告が必要な方は

- 1) 給与収入等の金額が、2,000万円を超える方
- 2) 2ヶ所以上からの給与の支払いを受け、年末調整を受けていない方
- 3) 給与所得者で、給与所得以外の副収入の金額が20万円を超える方
- 4) 事業所得、不動産所得のある方
- 5) 家事使用人などで、給与から所得税の源泉徴収がされていない方
- 6) 同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、利子、賃借料などの支払いを受けている方
- 7) 不動産を売却した方
- 8) 退職金の支払いを受ける際、『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された方で、源泉徴収税額が正規の税額より少ない方
- 9) 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする方
- 10) 給与等の源泉徴収につき災害減免法の適用を受けている方

申告するとき必要となるもの

- 1) 前年に所得税の確定申告をされた方は控えを持参してください
- 2) 印鑑
- 3) 事業所得者・不動産所得者は、平成19年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等(収支内訳書等は必ず記入してきてください。)
- 4) 給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書(給与所得のある方のみ)
- 5) 社会保険料(国保・年金・介護保険料等)の支払額のわかるもの
- 6) 国民年金保険料控除証明書又は領収書
- 7) 生命保険料、地震保険料及び医療費等の支払証明書や領収書(医療費控除を受けられる方は、領収書の合計を各個人ごと、各病院ごとにあらかじめ計算しておいてください。)
- 8) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類(学生証、障害者手帳等)
- 9) 還付申告の方は、申告者本人名義の金融機関口座のわかるもの(通帳等)領収書等は必ず事前に集計してから持参してください。

町民税・県民税の申告時期です

!!



申告についての問合せ先

税務課 住民税係 TEL0555-72-1113(税務課直通)

平成20年度申告受付相談日程表

【受付時間は、各会場とも午前9時から11時30分までと、午後1時から4時までです。】

地区	会場	受付日	対象地区・自治会・区会等
大石	大石出張所	2月18日(月)	中沢、上手、中村、下条
		2月19日(火)	東村、後藤、湯口、ペンション村、松風台
全地区	中央公民館	2月20日(水)	税理士による無料申告相談日(受付は午前10時～午後3時)
河口	河口出張所	2月20日(水)	第一自治会、第二自治会、第三自治会
		2月21日(木)	第四自治会、第五自治会、第六自治会
足和田	足和田出張所	2月22日(金)	長浜、西湖、根場、大嵐地区
上九一色	上九一色出張所	2月25日(月)	精進、本栖、富士ヶ嶺地区(受付は午前9時30分～午後4時)
		2月26日(火)	精進、本栖、富士ヶ嶺地区(受付は午前9時30分～午後4時)
勝山	中央公民館	2月27日(水)	勝山地区
		2月28日(木)	勝山地区
小立	中央公民館	2月29日(金)	乳ヶ崎、西、河口湖ニュータウン
全地区	中央公民館	3月2日(日)	平日に申告できない方
小立	中央公民館	3月3日(月)	林、久保、サンコーポラス河口湖
		3月4日(火)	八丁屋、県営住宅河口湖小立団地
船津	中央公民館	3月5日(水)	揚町、浜町、若松町、上町、松場町一・二丁目
		3月6日(木)	湖南町一～三丁目、本町二丁目、大池
		3月7日(金)	七軒町一丁目～四丁目、南台一・二丁目、七軒町中
全地区	中央公民館	3月9日(日)	平日に申告できない方
船津浅川	中央公民館	3月10日(月)	富士見町一丁目～四丁目
		3月11日(火)	市道町、本町、高尾町
		3月12日(水)	上の段下、上の段中、上の段上
		3月13日(木)	高尾南町 富士見タウン 河口湖通一丁目～二丁目、船津待機宿舎
		3月14日(金)	大久保、宮森、浅川、県営佐船津)、町営住宅、赤坂
全地区	中央公民館	3月17日(月)	指定日に申告できない方

広報早川湖

7

日曜日にも申告相談を受付けます。・・・上記日程表の **3月2日** と **3月9日** です。

申告期間中は役場での申告相談はできません。地区会場へお越しいただくか、2月27日以降であれば中央公民館へお越しください。

上九一色出張所での受付時間は午前9時30分からです。

会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。

住民税の申告は国民健康保険税の算定や後期高齢者医療保険料の算定及び負担区分の判定等、さらに福祉施策などの大切な課税資料となりますので、所得がなかった方も必ず申告してください。

『2/20(水)に実施する税理士会が行う無料申告相談』では、小規模事業者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象(土地・建物・株式などの譲渡所得のある方を除く。)としております。

(受付時間は、午前10時～12時、午後1時～3時です。)

税源移譲に伴う住宅ローン控除の取扱いについて

・今年度から税源移譲が実施され、所得税と住民税の税率区分が変更されたため、住宅ローン控除適用者の中には、改正前に比べて住宅ローン控除額が目減りするというケースが考えられます。

その調整措置として創設されたのが、個人住民税による住宅借入金等特別税額控除制度です。

・平成19年分以降の所得税で住宅ローン控除の適用を受ける場合(平成11～18年までに入居した人)には税源移譲前と比べて税源移譲後に目減りした住宅ローン控除額分を翌年度の個人住民税から減額することができます。

ただし、住宅ローン控除制度のない個人住民税での減額措置となるため、納税者ご自身が、毎年、居住地の市町村へ申告書(次の2種類のうちいずれか)の提出が必要になります。

(1)確定申告をする場合 「住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)」

(2)確定申告をしない場合 「住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)」

詳細につきましては平成19年12月号広報及び町ホームページをご覧ください。税務課住民税係(0555-72-1113 税務課直通)までお問い合わせください。

大月税務署からのお知らせ

TEL 0554- 22- 3153

所得税の確定申告の相談、申告書の受付及び納税の期限は、2月18日(月)～3月17日(月)までですが、還付申告は、1月4日(金)から提出することができます。

贈与税は、2月1日(金)～3月17日(月)までです。

個人事業者の消費税及び地方消費税は、1月4日(金)～3月31日(月)までです。

口座振替をご利用の場合の振替日は、所得税が4月22日(火)、消費税及び地方消費税が4月24日(木)です。

提出期限間近になりますと、税務署は大変混雑いたしますので、申告はお早めをお願いします。

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、確定申告に必要な各種情報等を提供しています。

・確定申告書等作成コーナー

画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書を作成することができ、プリンタを使って印刷したものをそのまま税務署に提出できます。

・タックスアンサー

税金に関する身近な情報を税目や項目別に提供しています。

・申告書、各種計算書、明細書及び説明書等がダウンロードできます。

申告書の提出は、郵便又は信書便による送付をお願いします。

なお、申告書の「控」に税務署受付印の押印を希望する方は、ボールペン又は万年筆で記載した「控」と宛先を記入した返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。

税務署の閉庁日(土曜、日曜、祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便又は信書便による送付や税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

税務署からは、申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付されませんので、申告により納付すべき税金は、納付書により、最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします(口座振替を除く)。

「納付書」は、税務署及び金融機関にご用意しております。

所得税、消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な口座振替をお勧めします。

所得税の口座振替をご利用されている方でも、新たに消費税及び地方消費税をご利用される場合には、あらためて手続きが必要です。

「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関にご用意しております。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されておりますので、切り離してご利用ください。国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。

申告書は「手引き」などを参考にして、ご自分で正しく作成し、早めに提出してください。

税務署では、「申告書作成会場」を設けて、申告書の書き方等のアドバイスを行っておりますので、ご利用ください。

年金受給者のための申告指導相談会

日時 2月1日(金)午前9時～12時・午後1時～4時

場所 富士河口湖町中央公民館2階視聴覚室

確定申告書作成相談会(申告書作成のためのアドバイスと申告書の受付を行います。)

日時 2月7日(木)午前10時～12時・午後1時～4時

場所 富士河口湖町中央公民館2階視聴覚室



税理士会が行う無料申告相談

税理士会では、小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象としております。

土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方や所得金額が高額な方又は収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方は、ご遠慮ください。

日時 2月20日(水)午前10時～12時・午後1時～3時

場所 富士河口湖町中央公民館1階ホール

各会場においていただく際には、次のものををご持参ください。

・〔平成19年分の〕税務署から送付された申告書、収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民健康保険の領収書、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払をした旨を証する書類、生命保険料・地震保険料等の各種控除の支払をした旨などを証する書類

・〔平成18年分の〕申告書・収支内訳書等の「控」

・「印鑑(認印)」、「計算器具」、「筆記用具」

・〔還付申告の方は〕還付金の振込先金融機関名・預貯金種別・ご本人の口座番号がわかるもの

ひとり親家庭 小中学校入進学支度金 支給事業について

【趣旨】

ひとり親家庭の自立意欲並びに児童の勉学意欲を向上させ、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を図り、ひとり親家庭の福祉の増進に寄与することを目的とするものです。

【支給対象者】

平成20年1月1日現在において、以下のいずれにも該当する方に支給いたします。

- (1) 富士河口湖町内に住所を有する方
- (2) ひとり親家庭の父又は母であつて、入進学児童を監護している方、又は養育者であつて、入進学児童である父母のない児童を養育している方
- (3) 生活保護法に基づく保護を受けていない方

【所得制限】

右記、支給対象者の方でも、所得制限にかかる方は該当となりませんのでご了承ください。

- (1) ひとり親家庭の父又は母もしくは養育者が、前々年において所得税法その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき
- (2) ひとり親等の配偶者又は扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、基準額以上であるとき

【支給額】

入進学児童一人につき、1万円支給いたします。

【申請方法】

以下の書類を町役場 福祉推進課 児童福祉係へ提出してください。

- (1) ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給申請書
 - (2) 申請者と児童の戸籍の謄本又は抄本
 - (3) 世帯の全員の住民票の写し
 - (4) ひとり親等の所得の状況を証する書類所得証明書)
 - (5) ひとり親等の配偶者又は、扶養義務者の所得の状況を証する書類所得証明書)
- ひとり親家庭等医療費受給者証を持っている方は、(2)～(5)の書類を省略することができますので、必ず持参してください。

申請費(1)は町役場福祉推進課 本庁舎1階窓口にあります。

【提出期日】

1月4日～1月31日(土日、祝日は除く)
午前8時30分～午後5時30分
連絡先 町役場 福祉推進課 児童福祉係
72 6028

事業主のみなさまへ

母子家庭の母を常用雇用に転換した場合、一人当たり30万円を支給します。



常用雇用転換奨励金について

常用雇用転換奨励金は、有期で雇用している母子家庭の母を、常用雇用への転換に向けた職業訓練(OJT等)を行い、職業訓練開始後6ヶ月以内に常用雇用に転換し、その後6ヶ月間継続して雇用した事業主に対して、山梨県が、母子家庭の母1人当たり30万円を支給する制度です。

支給対象となる事業主について

次の要件をすべて満たす必要があります。
雇用保険の適用事業主であること。

- 次のいずれかの紹介を受けて対象となる母子家庭の母を雇い入れた事業主であること。
 - ア 公共職業安定所(ハローワーク)
 - イ 厚生労働大臣の許可を受けた母子家庭等就業・自立支援センターなどの無料・有料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者(以下、職業紹介機関)といふ。
- 常用雇用へ転換させた母子家庭の母を、引き続き6ヶ月間雇用したこと。
過去6ヶ月間に事業主の都合により常用雇用労働者を解雇したことがないこと。
過去3年間に雇用したことのある者を再雇用するものでないこと。

対象となる母子家庭の母について

次の要件をすべて満たす必要があります。
児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。
公共職業安定所、職業紹介機関に求職の申込みをしていること又は求職申込みをしたこと。
常用雇用での就業に制約がないこと。また、必ずしも常用雇用へ転換されるものではないことなど常用雇用への転換に向けた職業訓練計画書の内容について理解し、了承していること。

問合せ先 富士・東部保健福祉事務所

24'9042



山梨県後期高齢者医療広域連合及び役場保険課よりお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

山梨県後期高齢者医療広域連合では、昨年の11月22日に広域連合議会を開催し、平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の医療給付や保険事業、保険料などに関することを定めた「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が可決されました。

保険料は被保険者全員が納めます。

後期高齢者医療制度の保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(応益分)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(応能分)の合計額となります。

山梨県の保険料 (平成20・21年)	=	均等割額 38,710円	+	所得割額 (所得-33万円)×7.28%
-----------------------	---	-----------------	---	-------------------------

保険料は2年ごとに見直されます。
保険料の賦課限度額は年50万円です。

このような方は保険料が軽減されます。

所得の低い世帯の方

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の前年所得を合計した額が、次の表に示す基準以下の方に対して均等割額が軽減されます。なお、所得の算定で収入が公的年金である場合は、当該年金収入から公的年金控除と高齢者特別控除額(15万円)を控除した額が軽減判定用所得となります。

世帯の総所得金額等	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	7割軽減	11,613円
33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)	5割軽減	19,355円
33万円+35万円×世帯の被保険者数	2割軽減	30,968円

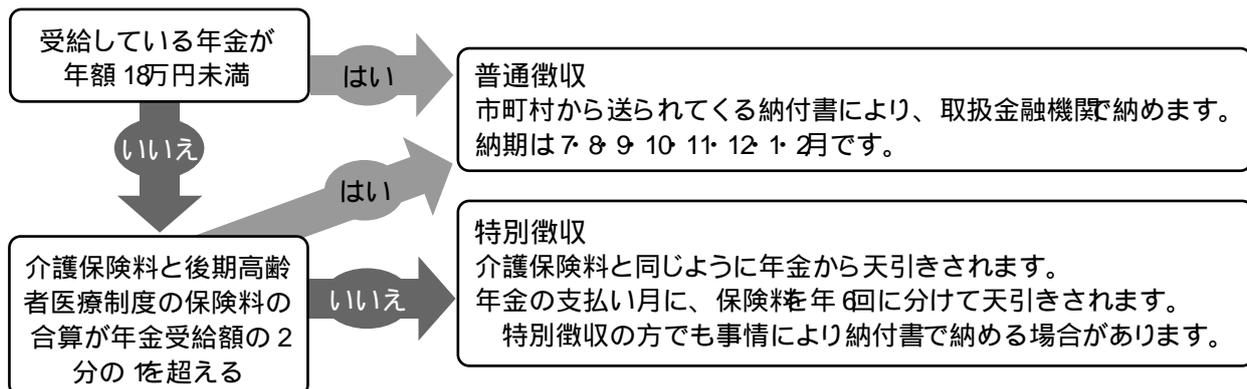
後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険の被保険者であった方

後期高齢者医療制度に加入する直前に健康保険などの被扶養者だった方については、被保険者の資格を得た日のある月から2年間保険料の所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

平成20年4月から平成21年3月までは保険料の負担凍結により、平成20年4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは保険料が9割軽減される予定です。

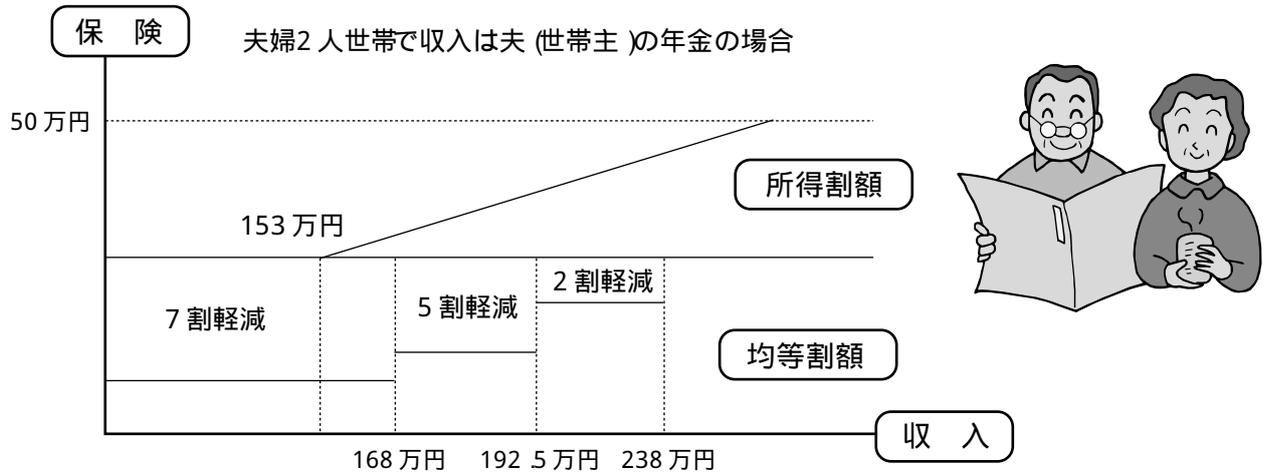
保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金の額によって、年金から天引きされる特別徴収と納付書などで納める普通徴収の2通りに分かれます。天引きされる年金は介護保険料と同じになります。



参考例

保険料の収入によるイメージ



単身世帯で年金のみの収入

Aさん

公的年金201万円
元国保被保険者

均等割額は30,968円(2割軽減)

所得割額は

$(201万円 - 120万円(年金控除) - 33万円(基礎控除)) \times 7.28\% = 34,944円$

したがってAさんの保険料は

$30,968円(均等割額) + 34,944円(所得割額) = 65,910円$ となります。

複数世帯で本人が年金収入のみの場合

Bさん

公的年金79万円
元被用者保険の被扶養者
被用者保険に加入している
子供(世帯主)と同居
子の年収390万円

均等割額は19,355円(5割軽減)

所得割額は被用者保険扶養者であったためありません。

したがってBさんの保険料は

$19,355円(均等割額) + 0円(所得割額) = 19,350円$ となります。

ただし、被用者保険の被扶養者であったため、平成20年度に保険料の負担が凍結された場合の保険料は1,930円となります。

後期高齢者医療制度で受けられる給付

- 病気やけがの診療を受けたとき(療養の給付)
- 入院した時の食事代(入院時食事療養費の支給)
- 療養病床に入院した時の食費・居住費(入院時生活療養費の支給)
- 医療費の自己負担額と介護サービス利用費が高額になったとき(高額医療・高額介護合算制度)
- 被保険者が死亡したとき(葬祭費の支給:5万円)
- 訪問看護を受けたとき(訪問看護療養費の支給)
- 緊急の入院や転院で移送費がかかったとき(移送費の支給)
- やむをえず全額負担したとき(療養費の支給)
- 保険外治療費を受けたとき(保険外併用療養費の支給)



お問合せ先 町役場保険課 国保・老人保健係

72-6026